

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年6月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和6年6月3日	有限会社堀運送(法人番号2350002004243) 代表者堀義和	本社営業所	輸送の安全確保命令 輸送施設の使用停止 (80日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和6年1月30日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	12	8
	宮崎県宮崎市細江3413-1	宮崎県宮崎市細江3413-1					
令和6年6月17日	株式会社東栄物流(法人番号3350001014176) 代表者東靖智	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和6年2月14日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
	宮崎県西諸県郡高原町大字後川内14-2	宮崎県西諸県郡高原町大字後川内14-2					
令和6年6月25日	株式会社社陽(法人番号6340001015461) 代表者加塩忠勇	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和6年2月15日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	8	6
	鹿児島県志布志市志布志町帖3946番地8	鹿児島県志布志市志布志町帖3946番地8					